	一リからヲまでに掲げる事項のうち１項目以上 合計３項目以上

第３　経営力向上の実施方法に関する事項

［１　略］

２　指標等

計画策定に当たり、電気通信事業者等が目標とすべき指標等は、次の一又は二に掲げる区分に応じてそれぞれ一又は二に定めるものとする。

一　現に有する経営資源を利用する場合

次に掲げるいずれかの指標とする。

イ　労働生産性

労働生産性(注)について、原則として、５年間の計画の場合、計画策定の前年と比較して、計画期間である５年後までに２％以上、４年間の場合は1.5%以上、３年間の場合は１％以上向上させることを目標として設定することとする。

ただし、電気通信分野では、ＭＶＮＯやＦＶＮＯとして、他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けてサービスを提供する事業形態に移行し、経営力の強化を図ることなどが想定される。そのため、必ずしも減価償却費を加味した労働生産性を指標とすることが適切とは限らないことから、減価償却費を除外した方法で計算する「労働生産性」を指標とするなど、事業内容等を踏まえて柔軟に目標を設定できることとする。また、目標とする数値についても、事業内容等を踏まえて弾力的に設定できることとする。

なお、地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての指標又はグループ参加者個々の指標のいずれかとする。

（注）　労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×１人当たり年間就業時間）で除したものとする。

ロ　売上高経常利益率

売上高経常利益率について、原則として、５年間の計画の場合、計画策定の前年と比較して、計画期間である５年後までに５％以上、４年間の場合は４％以上、３年間の場合は３％以上向上させることを目標として設定することとする。ただし、目標とする数値については、事業内容等を踏まえて弾力的に設定できることとする。

ハ　ＩＰｖ６への対応

電気通信事業者が提供するサービスについて、ＩＰｖ６未対応のものがある場合、計画期間の終了時までに全てのサービスをＩＰｖ６に対応させることを目標として設定することとする。

二　事業承継等により他の電気通信事業者等から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

イ　事業承継の促進

当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等（中小企業等経営強化法第２条第10項第９号に掲げるものを除く。）を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の電気通信事業者等の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

ロ　指標

次に掲げるいずれかの指標とする。

第３　経営力向上の実施方法に関する事項

［１　同左］

２　経営指標

計画策定に当たり、事業者が目標とすべき指標は、次のいずれかとする。

一　労働生産性

労働生産性(注)について、原則として、５年間の計画の場合、計画期間である５年後までの目標伸び率が２％以上、４年間の場合は１．５％以上、３年間の場合は１％以上の目標を求める。

ただし、電気通信分野では、ＭＶＮＯ制度やＦＶＮＯ制度を活用し、自らの電気通信回線設備による事業展開から他者の電気通信回線設備を活用した事業展開に移行することにより経営力の強化を図る事業者が想定されるなど、必ずしも減価償却費を分子に含めた「労働生産性」で評価することが適切とは限らないと考えられることから、分子から減価償却費を除外した方法で計算する「労働生産性」でもよいこととするなど、事業内容・計画を踏まえ柔軟に認めることができることとする。

また、経営指標の数値についても、事業内容又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。

なお、地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

（注）　労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとする。

二　売上高経常利益率

売上高経常利益率について、５年間の計画の場合、計画期間である５年後までの目標伸び率が５％以上のものを求める。計画期間が４年間の場合は４％以上の目標を、３年間の場合は３％以上の目標を求める。ただし、事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。

三　ＩＰｖ６への対応

事業者が提供するサービスについて、ＩＰｖ６未対応のものがある場合、計画期間の終了時までに全てのサービスがＩＰｖ６に対応する目標であることを求める。